ID:　112

担当部署:　市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	あしや温泉入浴料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市立あしや温泉の設置及び管理に関する条例　第5条第1項及び第2項
例規番号	平成7年条例第19号

【根拠条文】

（入浴料）

第5条　あしや温泉を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、次表に定める入浴料を納めなければならない。

使用者の区分	入浴料
12歳以上の者	1人につき　380円
6歳以上12歳未満の者	1人につき　130円
6歳未満の者	1人につき　60円

2　前項の規定にかかわらず、市内に住所を有する者のうち、65歳以上の者及び障害者(児)の入浴料は、次表に定めるところによる。

使用者の区分	入浴料
65歳以上の者・12歳以上の障害者(児)	1人につき　260円
6歳以上12歳未満の障害児	1人につき　80円
6歳未満の障害児	1人につき　40円

3　前項の障害者(児)は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日